

健康維持のための必要最低限の利用のお願い

令和3年1月9日（土）から群馬県内全域を対象として、生活に必要な場合（日用品の買い物、通勤・通学・通院等）を除き、不要不急の外出は自粛するよう、県から県民の皆様に御協力を要請しています。

特に、1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）への往来、夜間（午後8時以降）の外出については、極力控えてください。

○外出自粛要請期間（延長）

令和3年1月9日（土）～令和3年1月25日（月）

施設の利用につきましては健康維持のための必要最低限の利用としていただきますようお願いいたします。